

## 第34回 千葉県屋外広告物審議会議案一覧表

平成21年11月20日

第1号議案 成田新高速鉄道の一部区間における禁止地域等の指定について  
(諮問)

第2号議案 成田新高速鉄道の一部区間における景観保全型広告整備地区の  
指定について(諮問)

第3号議案 景観保全型広告整備地区における広告物等の表示及び設置に  
関する基本方針の策定について(諮問)

## 第1号議案

# 成田新高速鉄道の一部区間における禁止地域等 の指定について（諮問）

千葉県屋外広告物条例第4条第10号の規定により禁止地域等を次のとおり指定する。

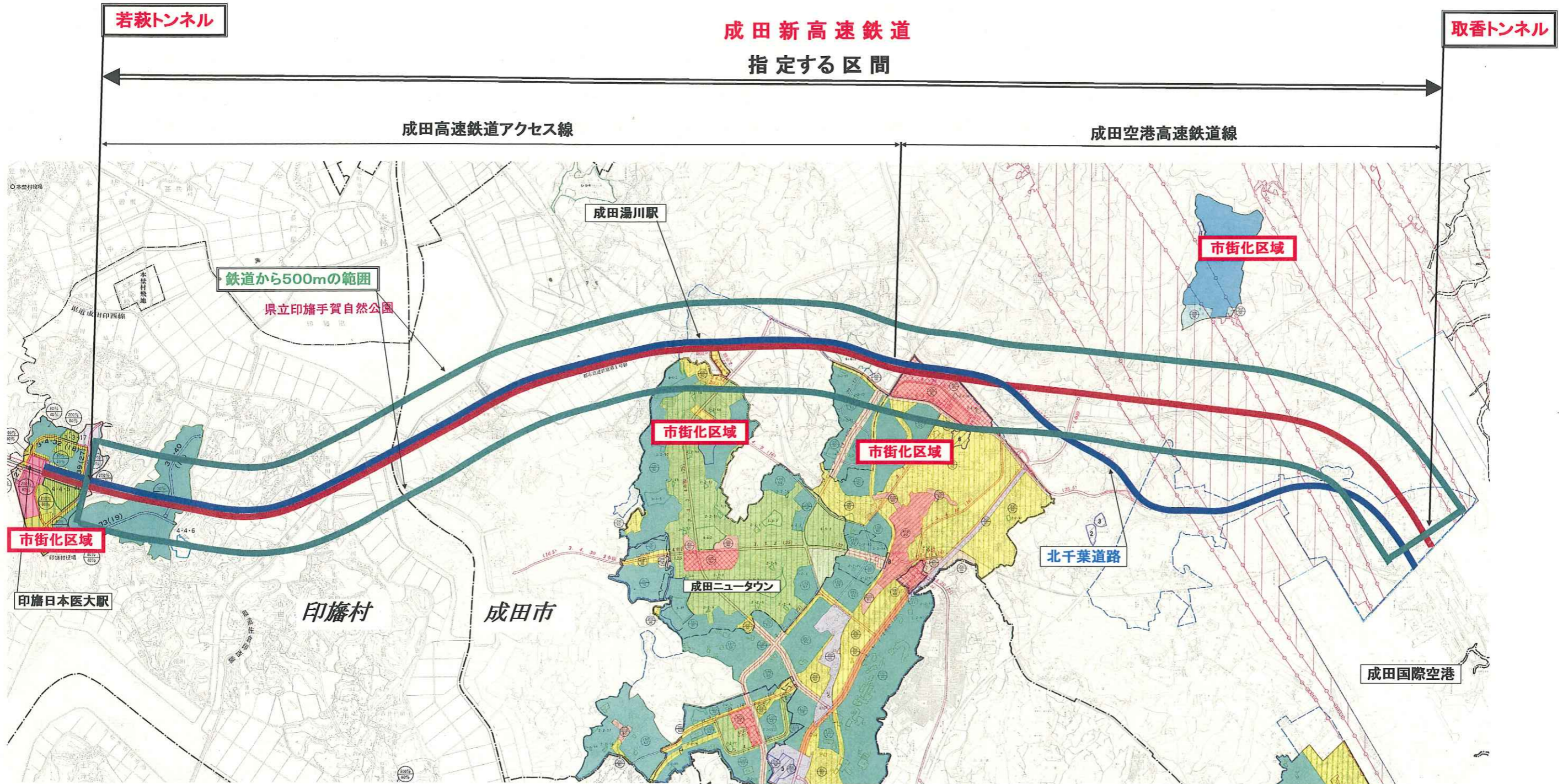
成田高速鉄道アクセス線のうち印旛郡印旛村松虫若萩トンネル先（印旛日本医大駅起点0.630キロメートル）から終点（同10.665キロメートル）までの区間及び成田空港高速鉄道線のうち起点から成田市取香取香トンネル手前（土屋起点6.339キロメートル）までの区間の鉄道敷並びにその区間の鉄道から展望できる500メートル以内の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域を除く。）

## 理 由

成田新高速鉄道の一部区間の里山等の良好な景観や自然の景観を害するおそれがあると認められるため。



# 千葉県屋外広告物条例に基づく「禁止地域等の指定(案)」及び「景観保全型広告整備地区の指定(案)」位置図



- 成田新高速鉄道
- 鉄道敷及び鉄道から500m以内の区域



## 第2号議案

### 成田新高速鉄道の一部区間における景観保全型

### 広告整備地区の指定について（諮問）

千葉県屋外広告物条例第6条の3第1項の規定により景観保全型広告整備地区を次のとおり指定する。

成田高速鉄道アクセス線のうち印旛郡印旛村松虫若萩トンネル先（印旛日本医大駅起点0.630キロメートル）から終点（同10.665キロメートル）までの区間及び成田空港高速鉄道線のうち起点から成田市取香取香トンネル手前（土屋起点6.339キロメートル）までの区間の鉄道敷並びにその区間の鉄道から展望できる500メートル以内の区域

#### 理 由

成田市長及び印旛村長の申請に基づく当該地区については、良好な景観を保全するため、広告物等の整備を図ることが特に必要であると認められるため。

## 景観保全型広告整備地区における広告物等の表示 及び設置に関する基本方針の策定について（諮問）

千葉県屋外広告物条例第6条の3第2項の規定により、景観保全型広告整備地区における広告物等の表示及び設置に関する基本方針を下記のとおり定める。

### 記

#### 景観保全型広告整備地区の名称

成田新高速鉄道景観保全型広告整備地区

#### 広告物等の表示及び設置に関する方針

成田新高速鉄道は、成田空港と都心を結ぶアクセス鉄道の役割を担っている。

世界への玄関口とも言える沿線地域には、千葉県立印旛手賀自然公園や日本の原風景とも言える田園、里山の自然等の良好な景観が形成されており、広告物をより周辺景観と調和したものとすることにより、沿線景観を適切に保全又は形成することが期待されている。

このようなことから、成田新高速鉄道及びその沿線地域を景観保全型広告整備地区に指定し、以下の基本方針に基づく広告物の表示又は設置を目指すこととする。

##### （1）自然景観と調和した広告物等の誘導

鉄道沿線の印旛沼やその周辺に広がる田園等の豊かな自然景観を損なわないよう、自然と調和した広告物等の誘導を図る。

##### （2）景観に配慮したまちづくりの推進

沿線には、閑静な住宅街である千葉ニュータウンや成田市土屋地区のような多様な商業施設による賑わい空間も形成されている。

このような市街地において、快適な住環境にも配慮した広告物等、さらには、賑わい空間での節度ある広告物等へと誘導を図る。

#### 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

区 分		基 準
共通基準		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 積極的に自然景観との調和を図るものとする。</li> <li>2 派手で際立った色彩とせず、周囲の景観との調和を図る。</li> <li>3 広告物等の照明は、動光又は点滅を伴わないものとし、光源色は白色系を用いるものとする。</li> </ol>
個 別 基 準	自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物等との調和を図り、自己の氏名、名称及び商標を簡潔に表示する。</li> <li>2 建築物等から独立する広告物等とのデザイン的な統一を図るよう努める。</li> <li>3 屋上に設置しないものとする（ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）を除く。）</li> </ol>
	建築物等から独立した広告物等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自己の氏名、名称及び商標を簡潔に表示する。</li> <li>2 事業の内容を表示する広告物等の数は、最小限の個数とする。</li> <li>3 建築物等に表示し、又は設置する広告物等とのデザイン的な統一に努める。</li> <li>4 できる限り集合化に努める。</li> <li>5 広告物を設置する高さは5m以内とする（ただし、市街化区域を除く。）</li> </ol>
道標・案内図板		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然景観の眺望を妨げない位置に設置するよう努める。</li> <li>2 案内機能を高めるため、デザイン的な統一に努める。また、適切な配置を行うものとする。</li> </ol>

## 理 由

成田新高速鉄道の一部区間は、田園、里山等の良好な景観に恵まれた地域であり、良好な景観や風致を維持し豊かな自然と調和する広告物の整備を図る必要があると認められるため。